別表３　建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金表

①　【モデル建物法】　　税抜金額（カッコ内は税込金額）、単位：円

面積（㎡）	用途分類（別表４による）		
	A種	B種	C種
300～500 未満	128,000×N (140,800×N)	85,000×N (93,500×N)	64,000×N (70,400×N)
500～1,000 未満	159,000×N (174,900×N)	96,000×N (105,600×N)	75,000×N (82,500×N)
1,000～2,000 未満	191,000×N (210,100×N)	106,000×N (116,600×N)	85,000×N (93,500×N)
2,000～3,000 未満	212,000×N (233,200×N)	128,000×N (140,800×N)	106,000×N (116,600×N)
3,000～4,000 未満	244,000×N (268,400×N)	159,000×N (174,900×N)	128,000×N (140,800×N)
4,000～5,000 未満	276,000×N (303,600×N)	191,000×N (210,100×N)	149,000×N (163,900×N)
5,000～10,000 未満	318,000×N (349,800×N)	234,000×N (257,400×N)	181,000×N (199,100×N)
10,000～20,000 未満	371,000×N (408,100×N)	276,000×N (303,600×N)	212,000×N (233,200×N)
20,000～50,000 未満	424,000×N (466,400×N)	340,000×N (374,000×N)	255,000×N (280,500×N)
50,000～100,000 未満	530,000×N (583,000×N)	414,000×N (455,400×N)	318,000×N (349,800×N)
100,000～200,000 未満	689,000×N (757,900×N)	509,000×N (559,900×N)	410,000×N (451,000×N)
200,000～300,000 未満	954,000×N (1,049,400×N)	668,000×N (734,800×N)	510,000×N (561,000×N)
300,000～	1,270,000×N (1,397,000×N)	910,000×N (1,001,000×N)	690,000×N (759,000×N)

N：計算に適用するモデル数による係数（※7 参照）

② 【標準入力法（主要室入力法を含む）】　税抜金額（カッコ内は税込金額）、単位：円

面積（㎡）	用途分類（別表４による）		
	A種	B種	C種
300～500 未満	212,000 (233,200)	159,000 (174,900)	128,000 (140,800)
500～1,000 未満	265,000 (291,500)	181,000 (199,100)	149,000 (163,900)
1,000～2,000 未満	318,000 (349,800)	212,000 (233,200)	170,000 (187,000)
2,000～3,000 未満	371,000 (408,100)	255,000 (280,500)	212,000 (233,200)
3,000～4,000 未満	424,000 (466,400)	297,000 (326,700)	244,000 (268,400)
4,000～5,000 未満	477,000 (524,700)	350,000 (385,000)	276,000 (303,600)
5,000～10,000 未満	552,000 (607,200)	424,000 (466,400)	318,000 (349,800)
10,000～20,000 未満	636,000 (699,600)	510,000 (561,000)	371,000 (408,100)
20,000～50,000 未満	742,000 (816,200)	610,000 (671,000)	424,000 (464,400)
50,000～100,000 未満	910,000 (1,001,000)	721,000 (793,100)	530,000 (583,000)
100,000～200,000 未満	1,166,000 (1,282,600)	890,000 (979,000)	689,000 (757,900)
200,000～300,000 未満	1,537,000 (1,690,700)	1,166,000 (1,282,600)	900,000 (990,000)
300,000～	2,000,000 (2,200,000)	1,480,000 (1,628,000)	1,170,000 (1,287,000)

<別表3注意事項>

【計算方法】

※1 モデル建物法を使用する場合は別表３①、標準入力法（主要室入力法を含む。）を使用する場合は別表３②を適用する。

※2 大臣が認める方法のうち、既存部分のＢＥＩに国土交通省から通知された技術的助言等に定める値を用いる計算方法（以下「デフォルト値等採用」という。）を使用する場合は、デフォルト値等を採用しない部分の計算方法により適用する表を判断する。

【用途分類】

※3 A種、B種、C種の用途分類の適用については別表４による。

※4 一つの棟に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。

①一部にでもA種が含まれるときはA種

②A種が全く含まれず、一部にでもB種が含まれるときはB種

※5 デフォルト値等採用の場合は、デフォルト値等を採用しない部分の用途による用途分類とする。

【面　　積】

※6 別表３の面積の算定については、原則、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。

ただし、次の内容を考慮した面積とする。

①対象となる建築物が複合建築物の場合、非住宅部分の面積とする。

②増改築の場合、既存部分を含めた面積とする。ただし、デフォルト値等採用の場合は、デフォルト値等を採用しない部分の面積とする。

【割増加算】

※7 モデル建物法を使用する場合（デフォルト値等採用でデフォルト値等を採用しない部分にモデル建物法を使用する場合を含む。以下同じ。）、使用するモデル数に応じ、次の係数を乗じた額とする。ただし、モデル数が2以上の場合、工場モデルは1モデルとして計上しない。

モデル数	1	2	3	4以上
係数N	1．0	1．1	1．2	1．3

※8 複合建築物において、住宅部分が３００㎡（高い開放性を有する部分を除く。）以上となる場合は、所管行政庁への図書送付等の事務手数料として１０,０００円（税込１１，０００円）を加算する。

※9 標準入力法を使用する場合、外皮性能の審査を追加して行うときは、別表３②で決定される料金の１０分の１の額を加算する。また、計画変更及び軽微変更該当証明申請において、外皮性能の審査を新たに追加して行うときは、※11 又は※12 において算定された料金に別表３②で決定される料金の１０分の１の額を加算する。更に、外皮性能の審査を追加して行った物件において、計画変更又は軽微変更該当証明申請を行う場合は、※11 又は※12 中の「別表３から算定される料金」を「別表３②から算定される料金に当該料金の１０分の１の額を加算した料金」と読み替える。

【減 額 等】

※10 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合は、一律３０,０００円（税込３３,０００円）とする。

なお、計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合も同様とする。

【計画変更】

※11 計画変更の料金は変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る。）に応

じて別表３から算定される料金の１０分の６の額とする。 ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

①モデル建物法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更する等、計算方法を変更して申請する場合

②直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合

③※10 が適用された申請について、その後、省エネ計算を行うことが必要となる場合

【軽微変更該当証明申請】

※12 軽微変更該当証明の申請は変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る。）に応じて別表３から算定される料金の１０分の５の額とする。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

【その他】

※13 ＥＲＩSの指定する省エネ計画書作成ツールによる電子データの提出があった場合、２,０ ００円（税込２，２００円）を控除する。ただし、新規提出の場合（※10が適用される場合を除く。）に限り適用する。

※14 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき５，０００円（税込５，５００円）とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項（計算に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき１０，０００円（税込１１，０００円）とする。

※15 ＢＥＳＴ（省エネ基準対応ツール）を利用した計算方法による場合の料金は別途見積もりとする。

別表４　用途分類

確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とする。

分類	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
	児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
B種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160

	保育所その他これに類するもの	08180
	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	自動車教習所	08410
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580

	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）	08650
C種	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第 130 条の4第3 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
対象外	一戸建ての住宅	08010
	長屋	08020
	共同住宅	08030
	寄宿舎	08040
	下宿	08050

「その他 08990」の場合、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次の通り判断する。

分類	モデル建物法を使用する場合に適用するモデル
A種	ビジネスホテル、シティホテル、総合病院、福祉施設、集会所（社寺を除く）
B種	事務所、大規模物販、小規模物販、学校、幼稚園、大学、講堂、飲食店、クリニック、集会所（社寺）
C種	工場